

令和4年4月20日

宮城県保健福祉部子育て社会推進課

令和4年度宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金

申請に係る留意事項等について

1 事業目的

保育所等利用待機児童の解消及び仕事と子育ての両立を実現する働きやすい環境整備を目的として、県内において企業主導型保育事業費補助金実施要綱（以下、「国実施要綱」という。また、国実施要綱に基づく事業を「国補助事業」という。）に基づく企業主導型保育施設の設置促進のため、国補助事業の対象外経費とされる経費について補助するものです。

2 補助要件

(1) 補助対象経費

イ 保育を実施する上で必要となる備品の購入費

→ 例：保育遊具、壁付けエアコン、事務機器 等

ただし、国補助事業の運営費助成金で対応するべきと考えられる消耗品や少額物品（1万円以下の物品）の購入経費等については対象外です。

ロ 防犯対策上必要となるフェンス等の外構設置工事費

→ 原則として、今回新たに設置するフェンス、塀などの整備費用を対象とします。

ただし、自社ビルの一室を活用して企業主導型保育施設を設置する場合等において既存のフェンス等を修繕するための費用などは対象外です。

ハ 上記のほか、国補助事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費

→ 例：園庭整備費用、送迎用駐車場整備費 等

（補助対象の適否については、個別の判断となります。）

- ※ 国補助事業の交付申請対象経費と重複しないように十分精査してください。
- ※ 対象外経費の主なもの
- ・ 土地の買収に要する費用
 - ・ 企業主導型保育施設を新設する場合などに、設置箇所に元々建っている既存建物の撤去費用
 - ・ 自社ビルの一室を活用して企業主導型保育施設を設置する場合などに、既存のフェンス等を修繕するための費用
 - ・ 職員の宿舎に要する費用

(2) 補助金の額 (県交付要綱別紙(第2関係)参照)

下表の事業類型(事業内容)に応じた補助率, 補助限度額となります。

事業類型	事業内容	補助率	補助限度額
沿岸部被災地復興型	東日本大震災により被災した沿岸市町において企業主導型保育施設を設置する場合 [対象地域] 仙台市(宮城野区, 若林区に限る), 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 女川町, 南三陸町	3 / 4	上限 20,000 千円 下限 1,000 千円
産業振興促進型	工業団地等において工業団地内等の企業が企業主導型保育施設を設置する場合 [対象地域] 県内の工業団地又は工業団地に準ずる地域 ※ 工業団地に準ずる地域とは, 工場等が集中して立地する地域等とします。 なお, この地域における事業の場合は, 市町村産業振興担当部署の意見書を添付願います。(市町村産業振興担当部署へ依頼する際は, 参考様式2またはこれに準じた意見書の作成を求めてください。)	2 / 3	上限 17,000 千円 下限 1,000 千円
一般型	県内において企業主導型保育施設を設置する場合(ただし, 仙台市を除く)	1 / 2	上限 10,000 千円 下限 1,000 千円

(3) 補助金額の算出方法

補助金額は、(1)の合算額に(2)の補助率を乗じた額と、補助上限額を比較していずれか小さい額となります。補助金額の算出にあたっては交付要綱別記様式第1号-3により算出願います。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※ 算出された額が100万円未満となる場合には補助対象外となります。

(4) 県補助事業の要件

県補助事業の要件として、以下のイ及びロをいずれも満たすこと。

イ 令和3年4月1日現在の待機児童が1人以上又は令和4年4月1日現在において待機児童が1人以上となることが見込まれる市町村(※)における企業主導型保育施設の整備であること。

※ 待機児童数は以下の県子育て社会推進課ホームページを御参照願います。

: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/h28taikijidou.html>

ロ 企業主導型保育施設の定員に地域枠を設定していること。

なお、県補助事業の対象は、国補助事業による創設、大規模修繕等、増築、増改築及び改築の実施に伴うものに限られますので、御留意願います。

3 補助申請手続きの流れ

交付申請は、国補助事業の助成決定を受けた事業者から受け付けることとし、手続きの流れは以下のとおりです。

(1) 事前協議について

県補助事業の交付決定前に事業着手を希望する場合は、交付申請に先立って事前協議を行っていただきます。事前協議による書類の提出を受けた後、内容を確認の上、内示を行います。

事前協議は、国補助事業の交付申請を実施済みの事業者から受け付けます。県補助事業には内示後に着手可能とし、内示前に既に着手済みの場合は補助対象外とします。

なお、市町村意見書の添付が必要な場合には事前協議の時点で添付願います。

※ 県補助事業交付決定後に事業着手を行う場合には、事前協議は不要です。

[事前協議に必要な書類]

- ① 宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金協議書
- ② 宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金協議額算出内訳書
- ③ 企業主導型保育事業（整備費）助成申込書及び書類の写し（大規模修繕等の場合は、企業主導型保育事業（運営費等）助成申込書及び書類の写し）

※ なお、上記「書類」のうち、事前協議において求める書類は以下のものとします。

- ・ 会社・法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は開業届）
 - ・ 配置図
 - ・ 保育施設の平面図及び立面図
 - ・ 国助成事業に係る入札を行うために建築士が合理的に積算した予定価格調書又は2社以上の見積書（2社以上の見積書を提出する場合、そのうち1社は公共工事の入札資格を有するものであることを証明する書類を添付すること。）
 - ・ 施設を改修する敷地の登記簿謄本又は賃貸借契約書（地上権設定の確約書を含む。）
- ④ その他交付申請において知事が必要と認めるもの
 - ・ 県税納税証明書
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式その3・その4）
 - ・ 県補助の対象となる備品等の購入に係る見積書、工事発注に係る見積書、工事費用別内訳書（2社以上の見積書を提出すること。なお、対象経費はこのうち最も低額のものとする。）
 - ※ 見積書等の中で一部対象外経費が含まれている場合には、その箇所に「対象外」と記載すること。
 - ・ 県補助対象部分を明示した建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
 - ※ 外構等の整備を行う場合のみ。
 - ・ 各室ごとに室名、面積等を明らかにした表（任意様式）
 - ・ 市町村意見書（添付が必要な場合）

(2) 交付申請について

国補助事業の交付決定を受けた後に交付申請を行ってください。
交付申請の締切りは、適宜当課ホームページにてお知らせします。

[交付申請に必要な書類]

- ① 補助金交付申請書 (別記様式第1号)
- ② 事業計画総括表 (別記様式第1号-1)
- ③ 事業計画書 (別記様式第1号-2)
- ④ 申請額算出内訳書 (別記様式第1号-3)
- ⑤ 事業収支予算書 (別記様式第1号-4)
- ⑥ 企業主導型保育事業(整備費)助成申込書及び書類の写し(大規模修繕等の場合は、企業主導型保育事業(運営費等)助成申込書及び書類の写し)

※ なお、上記「書類」のうち、交付申請において求める書類は以下のものとします。

- ・ 会社・法人の登記事項証明書(個人事業主の場合は開業届)
 - ・ 配置図
 - ・ 保育施設の平面図及び立面図
 - ・ 国助成事業に係る入札を行うために建築士が合理的に積算した予定価格調書又は2社以上の見積書(2社以上の見積書を提出する場合、そのうち1社は公共工事の入札資格を有するものであることを証明する書類を添付すること。)
 - ・ 施設を改修する敷地の登記簿謄本又は賃貸借契約書(地上権設定の確約書を含む。)
- ⑦ 企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し(大規模修繕等の場合は、企業主導型保育事業(運営費等)助成決定通知書の写し)
 - ⑧ その他知事が必要と認めるもの
 - ・ 県税納税証明書
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式その3・その4)
 - ・ 県補助の対象となる備品等の購入に係る見積書、工事発注に係る見積書、工事費用別内訳書(2社以上の見積書を提出すること。なお、対象経費はこのうち最も低額のものとする。)
- ※ 見積書等の中で一部対象外経費が含まれている場合には、その箇所に「対象外」と記載すること。
- ・ 県補助対象部分を明示した建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- ※ 県補助により外構等の整備を行う場合のみ。
- ・ 各室ごとに室名、面積等を明らかにした表(任意様式)
 - ・ 市町村意見書(添付が必要な場合)

なお、上記書類のうち事前協議において提出しているものについては省略可。

(3) 実績報告について

県補助事業が完了した日から30日以内又は令和5年4月20日のいずれか早い日までに行ってください。

県補助事業の完了日は、「備品購入」の場合は物品納入日（検収日）、「工事」の場合は竣工日とします。

[実績報告に必要な書類]

- ① 補助金実績報告書（別記様式第4号）
- ② 事業実績総括表（別記様式第4号-1）
- ③ 事業実績報告書（別記様式第4号-2）
- ④ 実績額算出内訳書（別記様式第4号-3）
- ⑤ 事業収支決算見込書（別記様式第4号-4）
- ⑥ 企業主導型保育事業（整備費）完了報告書及び書類の写し（大規模修繕等の場合は、企業主導型保育事業（運営費等）完了報告書及び書類の写し）
 - ※ なお、上記「書類」のうち、実績報告において求める書類は以下のものとします。
 - ・ 国助成の対象となる工事の請負契約書（直営の場合は支払い領収書）
 - ・ 工事完了を確認するに足る検査済証
 - ・ 建物平面図及び立面図
 - ※ 県補助事業が国助成事業より早く完了した場合には、⑥を除いて実績報告書を提出いただき、⑥は国助成事業完了報告後に提出をいただきます。
- ⑦ その他知事が必要と認めるもの
 - ・ 県補助の対象となる備品等の購入に係る請求書、納品書及び領収書
 - ・ 県補助の対象となる工事発注に係る請負契約書、支出済工事費用別内訳書（年度内に納品したことがわかるもの）
 - ※ 資料のなかで一部対象外経費が含まれている場合には、その箇所に「対象外」と記載すること。
 - ・ 県補助の対象となる工事の完了を確認するに足る検査済証の写し
 - ※ 検査済証の発行されない工事にあつては、工事完了通知、請求書及び領収書
 - ・ 県補助対象部分を明示した建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
 - ※ 県補助により外構等の整備を行った場合のみ。
 - ・ 各室ごとに室名、面積等を明らかにした表

なお、上記書類のうち交付申請において提出しているもの、交付申請において提出したものから変更がないものについては省略可。

4 消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告について

(1) 概要

- ・ 課税事業者は、課税売上に対する消費税から、課税仕入れに係る消費税を控除した額を、消費税額として納付することとなります。一方、補助事業として交付した補助金につきましては、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。
 - ・ 補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。
 - ・ そのため、県の各補助金交付要綱において、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入控除税額報告書」により県に報告をいただくことになっています。
- ※ 返還額0円の場合でも報告は必要です。
- ※ 消費税仕入控除税額制度の詳細については、国税当局へお問い合わせください。

(2) 報告の時期

県補助事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により県補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定し次第、速やかに御報告願います。

(3) 報告様式等

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（参考様式その5）またはこれに準じた書式により御報告願います。

なお、この添付書類として、以下の書類を添付願います。

- ① 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - ※ 消費税の確定申告義務のない法人においては提出不要です。
- ② 課税売上割合、課税対象仕入税額等の計算表（写し）
 - ※ 消費税の確定申告義務のない法人においては提出不要です。
- ③ 特定収入割合が5%を超えることが確認できる書類
 - ※ 確定申告義務のある法人のうち、公益法人等で、特定収入が5%を超えている法人のみ御提出願います。

(4) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の返還について

(3)により報告を受けた後、要補助金返還相当額がある場合には、これについて返還を求めることがあります。

5 留意事項

(1) 補助対象経費の精査について

国補助事業の対象経費は県補助事業の対象外となります。

なお、外構設置工事等の請負契約を、企業主導型保育施設本体工事と同契約で締結している場合には、工事費用別内訳書において国補助事業対象経費と県補助事業対象経費を明示してください。

※ 国補助事業と県補助事業の双方に対象経費として計上している場合には、双方の交付決定取消を受ける場合がありますので特に注意してください。

(2) 年度内完了の徹底について

県予算は単年度執行が原則となりますので、県補助事業についても令和4年度内に事業完了することを徹底してください。

(3) 財産処分の制限を受ける期間について

県補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間、処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること）の制限を受けます。

県補助事業により補助を受けた財産について処分を行いたい場合には、事前に当課あて協議願います。なお、この財産処分の承認を行った場合、処分を行った財産に係る補助金の全部または一部を県へ納付させることがありますので、御留意願います。

(4) 認可外保育施設の設置届の提出について

企業主導型保育施設（認可外保育施設）を設置した場合には、児童福祉法第59条の2に基づき、設置後1か月以内に設置所在地を所管する保健福祉事務所に「認可外保育施設設置届」を提出していただきます。詳細については各保健福祉事務所（母子・障害担当班）にお問い合わせください。

- ・仙南保健福祉事務所（母子・障害班） TEL 0224-53-3132
- ・仙台保健福祉事務所（母子・障害第一班） TEL 022-363-5507
- ・北部保健福祉事務所（母子・障害第一班） TEL 0229-91-0712
- ・東部保健福祉事務所（母子・障害班） TEL 0225-95-1431
- ・気仙沼保健福祉事務所（母子・障害班） TEL 0226-21-1356

※ 「認可外保育施設設置届」の様式は以下の県子育て社会推進課ホームページからダウンロードしてください。

： <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/ninnkagai-kaisetu.html>

※ 仙台市内に設置した場合には、仙台市に届出が必要になります。